

いじめ発見時の対応について

いじめの疑いを認知

学校の教職員等が発見

- ・学級担任が発見
- ・学級担任以外の教職員が発見
- ・養護教諭が発見

など

学校の教職員以外からの情報により発見

- ・本人からの訴え
- ・当該児童・生徒（本人）の保護者からの訴え
- ・児童・生徒（本人を除く。）からの情報

など

○ 教員は、いじめの疑いがあることを、管理職に報告します。

○ 管理職は、スクールアドバイザーに、いじめの疑いがあることを連絡します。

**学校は、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開き、
「いじめ対応 西東京の約束」に沿って、いじめの解消を目指します。**

〈対応のポイント〉

○ 学校は、対象児童・生徒、関係児童・生徒の双方を、全教職員で支援・指導します。

○ 学校は、早期に対応し、いじめの解消を目指します。

（スクールアドバイザーは、認知から 2 週間後の状況を確認します。）

○ 個人の判断で対応するのではなく、学校の組織決定に基づき対応します。

いじめ対応 西東京の約束

- 1 学校いじめ対策委員会は、いじめの疑いのある事案に係る事実確認の方策について協議します。
- 2 教職員は、役割分担等を行い、事案の詳細を確認し、学校いじめ対策委員会に報告します。
- 3 学校いじめ対策委員会は、「いじめの定義」を踏まえて、いじめを認知します。
- 4 学校は、対象児童・生徒の感じている心身の苦痛の程度や、関係児童・生徒の行った行為の重大性の程度などに応じて、双方を支援・指導します。
- 5 学校は、対象児童・生徒及び関係児童・生徒の双方の保護者に支援・指導の状況を報告します。

「学校いじめ対策委員会」（解消の確認）

○ いじめに係る行為が止んでいる状態が 3 か月程度続いている。

○ 対象児童・生徒が心身の苦痛を感じていない。

※スクールアドバイザーは、いじめ認知から 3 か月後の状況を確認します。